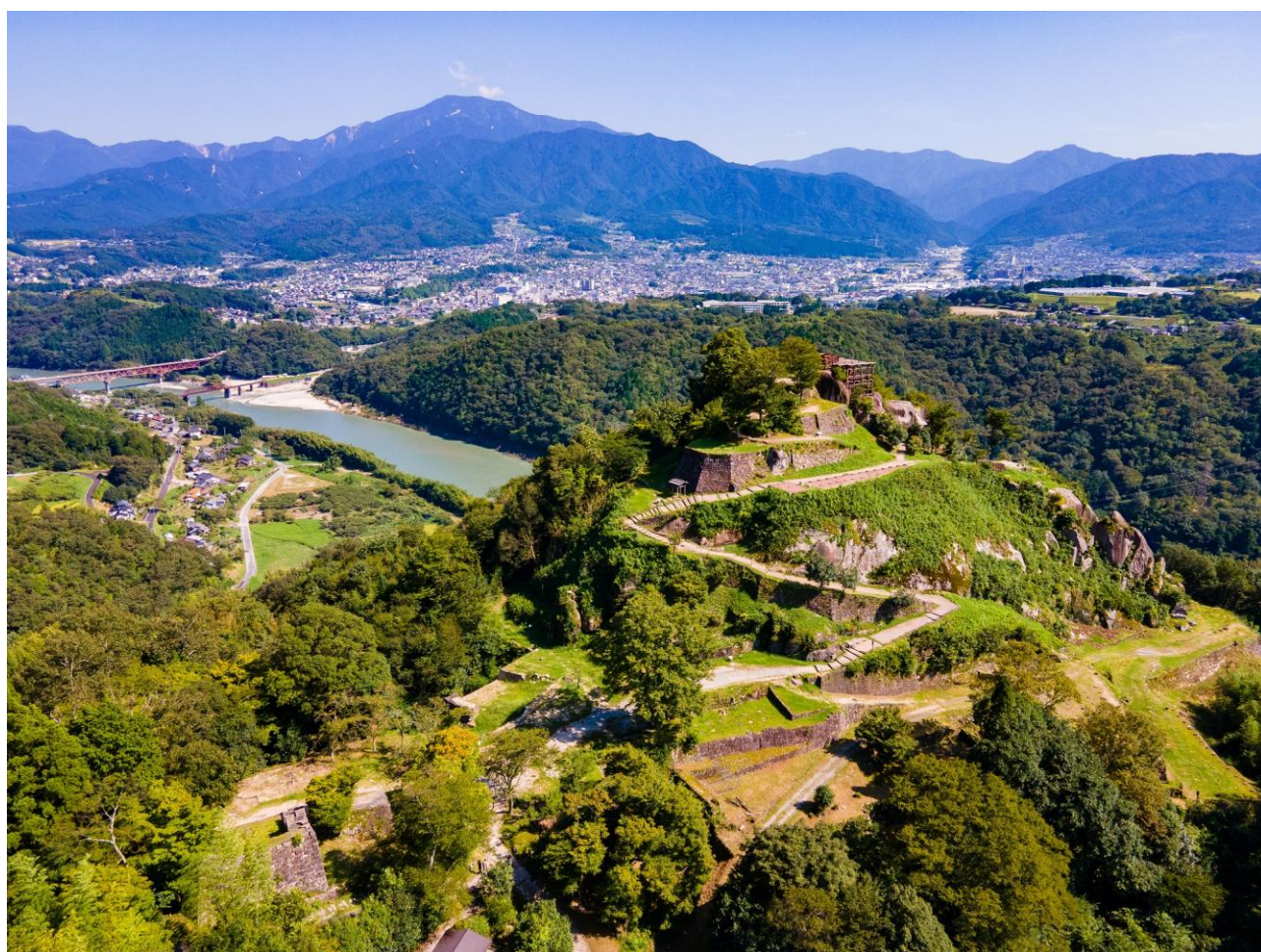


令和8年秋季火災予防運動実施要綱

『火の確認 いい日を支える いい習慣』



恵那山と苗木城

中津川市消防本部

令和 8 年秋季火災予防運動実施要綱

1 目 的

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的とする。

全国の火災の状況をみると、平成 17 年以降減少傾向にあった住宅火災の件数は、令和 3 年から増加傾向に転じ、令和 7 年は概数値で 1 万件を超えている状況である。死者数についても、令和 3 年以降増加傾向が続いている。死者の内訳は、65 歳以上の高齢者が 7 割を超えており、今後予想される更なる少子高齢化や高齢者単身世帯の増加を勘案すると、高齢者の人命安全確保は喫緊の課題である。

また、本年 7 月には最大震度 7 の令和 8 年熊本地震が発生した。今後発生が懸念される南海トラフ地震や首都直下地震の被害想定においては、火災による大きな人的被害及び物的被害が予想されているところであり、感震ブレーカーの設置をはじめとする地震火災対策を推進する必要がある。

加えて、本年 4 月の岩手県大槌町における大規模な林野火災をはじめ、全国各地で発生した林野火災では甚大な被害が生じている。林野火災は冬から春に増加することから、この時季から火災予防対策をより一層推進していく必要がある。

このような状況を踏まえ、以下 4 及び 5 の項目を中心として火災対策の推進を図る。

2 統一標語

『火の確認 いい日を支える いい習慣』

3 実施期間

令和 8 年 11 月 9 日（月）から 11 月 15 日（日）までの 7 日間

4 重点推進項目

- (1) 住宅防火対策の推進
- (2) 地震火災対策の推進
- (3) 林野火災予防対策の推進

5 推進項目

- (1) 防火対象物等における防火安全対策の徹底
- (2) 製品火災の発生防止に向けた取組みの推進
- (3) 乾燥時及び強風時の火災発生に対する警戒の強化
- (4) 放火火災防止対策の推進
- (5) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底

6 中津川市の実施事項

(1) 広報活動

ア 各広報紙上を通じて、本運動の周知徹底を図る。

イ 懸垂幕、横断幕、立看板等を掲出するとともに、防火ポスターを関係事業所へ掲示依頼し、防火思想の普及啓発を図る。

- ウ 住宅用火災警報器設置の徹底及び適切な維持管理（電池及び本体交換の促進）の周知。
- エ 市内全域を防火広報車で巡回し、本運動の防火思想の普及徹底を図る。
- オ 期間中午後7時に1分間サイレンを吹鳴する。
- カ 市内小中学校から募集した防火ポスターを展示する。
11月9日（月）から11月15日（日）
会場 中津川市ひと・まちテラス 1階

（2）予防活動

- ア 各事業所等に対して消防計画に基づく消防訓練の実施を勧奨し、防火安全の確保を図る。
- イ 防火対象物の防火査察を実施する。
- ウ 移動タンク路上検査を実施する。

（3）消防団の活動

広報活動として、車両による防火広報活動及び「火災予防運動実施中」の旗の掲出を行い防火思想の普及徹底を図る。

住宅防火 いのちを守る 10のポイント

———— 4つの習慣・6つの対策 ————

4つの習慣

- 寝たばこは絶対にしない、させない。
- ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
- こんろを使うときは火のそばを離れない。
- コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

6つの対策

- 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
- 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。

- 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
- お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。